最終更新日:2021年4月30日

株式会社バードマン
代表取締役社長 伊達　晃洋
問合せ先:03-6865-1320
証券コード:7063

当社のコーポレート･ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート･ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート･ガバナンスに関する基本的な考え方は、健全で透明性が高く、効率的で開かれた経営を実現することにあります。そのため、当社は、取締役会の監督機能をより高め、コーポレート･ガバナンスの強化を図るため、平成29年９月26日開催の臨時株主総会の決議に基づき、「監査等委員会設置会社」へ移行いたしました。これにより、株主等のステークホルダーを重視した透明性の高い経営、ディスクロージャーの充実とアカウンタビリティーをより強化できるものと考えております。
当社は、取締役（監査等委員を除く）の任期を１年とし、毎年株主による信任の機会を設け、さらに監査等委員会による業務執行監督により、緊張感を持った経営を行い、コンプライアンスの強化･定着に努めております。
また、重要な経営情報等について、タイムリーかつ適切な情報開示を行うとともに、ステークホルダーと双方向のコミュニケーションを行うことにより、経営の透明性を高め、市場との信頼関係を構築することに努めていく方針であります。

【コーポレートガバナンス･コードの各原則を実施しない理由】

当社は、基本原則の全てを実施してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
伊達　晃洋	1,094,900	43.61
有限会社T	300,000	11.95
野村信託銀行株式会社（投信口）	221,900	8.83
仲亀　敦	53,600	2.13
BNYM RE BNYMLB REGPP CLIENT MONEY AND ASSETS AC	50,000	1.99
CREDIT SUISSE AG SINGAPORE TRUST A/C CLIENTS-RESIDENT TOKYO	44,600	1.77
瓜生　健太郎	37,500	1.49
楽天証券株式会社	31,800	1.26
玉塚　元一	30,100	1.19
株式会社ワンセンチュリーカンパニー	27,500	1.09

支配株主（親会社を除く）の有無	伊達　晃洋
親会社の有無	なし

補足説明

(有)Tは代表取締役社長伊達晃洋の資産管理会社であり、株主は伊達晃洋1名であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	6 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数 更新	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

2020年6月期の支配株主等との取引に関する事項に該当する取引はございませんでした。
なお、当社と支配株主との間に取引が発生する場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本方針とし、その取引金額の多寡に関わらず、取引内容及び条件の妥当性について、当社取締役会において審議の上、決定いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松崎　文治	他の会社の出身者											
松木　大輔	弁護士											
阿部　慎史	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松崎　文治	○	○	―――	長年企業経営等に携わってきた豊富な経験と高い見識に基づく提言・助言により当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外取締役（監査等委員）として選任しております。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

松木　大輔	○	○	―――	弁護士としての専門的な知識及び複数の企業経営等に関与している豊富な経験と見識に基づく提言・助言により当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外取締役（監査等委員）として選任しております。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
阿部　慎史	○	○	―――	公認会計士として専門的な会計知識及び複数の企業経営等に関与している豊富な経験と見識に基づく提言・助言により当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外取締役（監査等委員）として選任しております。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員のうち、1名が常勤することから、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を指定しておりませんが、監査等委員が必要とした場合は監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くこととしております。
なお、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等には、監査等委員会の同意を得た上で行なうものとし、また、当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員と内部監査担当とは、情報共有を適宜実施し、監査計画や監査実施状況及び監査結果等について報告を行い、課題やリスク及び改善等の状況について相互に綿密な連携を図り、管理体制と現場への浸透度の状況把握に努めております。また、監査等委員及び内部監査担当は、会計監査人である監査法人Ａ＆Ａパートナーズとも定期的に意見交換を実施しており、監査計画や監査実施状況及び財務報告に係る内部統制の監査を含む監査結果等について、三者の異なる立場からの監査を有機的に連携させることにより、当社業務の適正確保に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外取締役全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

申請直前々期より一年毎に全従業員及び社外協力者を対象としたストックオプションの付与を実施しており、申請直前年度より（代表取締役社長を除く）取締役も付与対象者となっております。上場後も当社の業績向上に対する意欲や士気を高め企業価値の向上を図ることを目的として、当該ストックオプション制度を継続していく方針であり、当該ストックオプション制度の付与対象者に取締役も含めることを計画しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を向上させることを通じ、企業価値を高めることを目的として、当社の取締役、従業員、社外協力者に対し、新株予約権を無償で発行しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別開示をしておりません。取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）、取締役（監査等委員で社外取締役を除く）、社外役員の区分を設け、それぞれの報酬等の種類別の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会の決議により承認された取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬限度内において、取締役会の決議を経て、代表取締役社長に個別報酬額の決定を一任しております。代表取締役社長は、業績、貢献度等を総合的に勘案して報酬額を決定しております。
また、監査等委員の報酬額につきましては、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、業務の分担等を勘案し、監査等委員の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役がその職務の執行を十分に果たせるように、主に管理部が取締役会招集通知を含めた必要十分なコミュニケーションを取ることにより必要な情報を提供し、サポートしております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、平成29年9月26日開催の定時株主総会の決議に基づき、「監査等委員会設置会社」へ移行いたしました。
当社は会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役の他、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置するとともに、代表取締役社長直轄の内部監査室を配置しております。そして監査等委員である取締役については3名中3名の社外取締役を登用しております。このような社外取締役による経営への牽制機能の強化や、上記機関相互の連携により、経営の健全性・効率性及び透明性が十分に確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。当社の取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く）10名以内、監査等委員である取締役5名以内、合わせて15名以内とする旨を定款に定めており、株主総会においてその選任及び解任の決議を行なっております。
また、取締役に対する報酬に関しては、取締役（監査等委員である取締役を除く）については代表取締役社長の一任により決定し、監査等委員である取締役に関しては監査等委員による協議により決定しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、設立9期目の若い会社であり、事業規模も提供サービスの内容も取引先も毎期大きく変化し成長しております。このような環境において、より柔軟性があり、より公平性の高い正確、適切な判断が可能なコーポレート・ガバナンス体制を構築する必要があると考え、監査等委員会設置会社や、社内役員よりも多くの社外役員を登用する等の選択を行なっております。
当面は、上記体制をより実効性高く運用する努力をしていく計画でありますが、当社の環境の変化によりその時々に最も適したコーポレート・ガバナンス体制の模索も同時に行っていく考えであります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送についても努力していく考えであります。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した株主総会開催日の設定を検討する予定であります。
電磁的方法による議決権の行使	当社の株主構成における費用対効果を勘案し検討しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社の株主構成における費用対効果を勘案し検討しております。
招集通知（要約）の英文での提供	当社の株主構成における費用対効果を勘案し検討しております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社及び当社株主の環境を勘案し当社のホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	半期に一度以上の実施を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に実施を検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項と認識しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR専用ページを開設し、適時開示資料を掲載する予定でおります。	
IRに関する部署（担当者）の設置	現時点におきましては、専任部署の設置は予定しておりませんが、管理部内でIR担当を置き、同部署を中心にIR活動を実施する予定であります。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、会社情報を迅速かつ的確にディスクローズすることが、当社に関わるステークホルダーに対する最低限の義務であり、コーポレート・ガバナンスの重要な部分であるとの認識から、適時適切な会社情報の開示を行なえるよう必要な情報収集のための組織作りと仕組みの整備を行なっております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	上場後に当社及び当社株主の環境を勘案し検討を開始する予定であります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社および当社株主の環境を勘案し検討を開始する予定であります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、市場環境・経済動向・関連法令の改正その他の事業環境等当社を取り巻くあらゆる状況を踏まえて、次の通り内部統制システムに関する基本方針を定めております。
なお、取締役会は、本基本方針を事業環境の変化等に応じて適宜見直すこととし、実効性の維持向上を図るべく不断の努力を行うこととしております。その概要は以下のとおりです。

■取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社においては、役職員の職務執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」、「行動規範」を制定しそれらを執務室に掲示し、月次で行われる全体会議においても随時コーポレートガバナンスについてふれることにより、役職員が日常の業務執行において、法令及び定款に適合した行動を意識できるように心掛けております。
コンプライアンス体制の構築・維持については、監査等委員である取締役による取締役の業務執行の監査に加え、取締役社長の命を受けた内部監査室が、内部監査規程に基づき、取締役及び従業員の職務の執行に関する状況の把握、監査等を定期的に行い、取締役社長に報告しております。
また、法令や社内諸規程上疑義のある行為等についてその情報を直接受領する内部通報制度を整備・運用しております。

■取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理部門担当取締役とし、これに該当するものがいない場合は、管理部門担当執行役員を担当とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書管理規程に定められた期間保存・管理を行うものとしております。なお、取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

■損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理規程を制定及び改定し、潜在的リスクの早期発見および不正行為に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進めております。不測の事態が生じた場合には、取締役社長が指名する者を対策本部長とする対策本部を設置して、開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えております。

■取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、全社的な事業計画を定めるものとし、各取締役は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとしております。これらの計画の達成に向けて予算管理を月次で行うほか、計画の進捗評価に用いる主要な指標については、取締役会において情報共有されております。また、稟議・決裁等のプロセスが明確化されているため、すべての業務レベルにおいて決定が迅速かつ適正に行われております。このような機関ないし会議体の機能と業務プロセスにおける位置付けに関しては、全取締役及び従業員の間で共通に認識されているため、計画の策定と推進、その進捗の評価が適正に行われる体制が整っております。
月1回開催される定例取締役会において、月次決算及び業務にかかる報告がなされ、取締役が相互に職務執行状況の監視・監督を行うとともに日常の業務執行の協議を活発に行っており、この取締役会の活性化が取締役の職務執行の効率化にもつながっております。

■当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、関係会社管理規程の定めにより、子会社に対する適正な経営管理を行うための報告事項等を定めております。
ロ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、子会社に取締役を派遣し、会社法上の取締役としての地位を持って子会社の取締役の職務執行を直接管理監督が可能な体制を確保し、損失の危険に関して十分に管理を行っております。
ハ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、子会社に取締役を派遣し、会社法上の取締役としての地位を持って子会社の取締役の職務執行を直接管理監督が可能な体制を確保することにより、効率的に職務執行を行っております。
ニ．子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社グループでは、子会社に対しても当社の内部監査規程に基づき、内部監査担当部署により当社同等レベルの監査を行っております。

■監査等委員がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
監査等委員は、必要に応じて監査等委員の職務を補助すべき使用人を任命し、業務に必要な事項を命令することができ、その結果を監査等委員会に報告しております。
また、当該使用人は、取締役又は他の使用人の指揮命令を受けないものとしております。

■監査等委員がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員の取締役からの独立性に関する事項
監査等委員会付従業員の独立性を確保するため、当該従業員の任命、異動等人事権に係わる事項の決定には監査等委員会の事前の同意を得て行います。また、監査等委員会付の人事考課については監査等委員の同意を得て行うこととしております。

■取締役及び従業員が監査等委員に報告をするための体制その他監査等委員への報告に関する体制並びに報告した者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループの取締役及び従業員は、内部通報制度の通報状況を含め重大な法令違反及び著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員に報告するものとしており、監査等委員は必要に応じていつでも取締役に対し報告を求めることができるものとしております。
また、監査等委員へ報告した取締役及び従業員に対し、通報又は相談したことを理由として不利益な取り扱いをすることを禁止し、報告者を保護しております。

■その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、監査等委員はいつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができ、取締役は社内の重要な会議への監査等委員の出席を拒めないものとしております。
また、監査等委員は、取締役社長を含む取締役及び内部監査担当と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて会計監査人や顧問弁護士との意見交換等を実施するものとしております。

■監査等委員の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又はその債務の処理をすることとしております。

■財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保するため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築しております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶するものとしております。反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、管理部が対応を一元的に管理し、警察等関連機関とも連携し、組織全体で毅然とした対応を行う体制を整えております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

―――

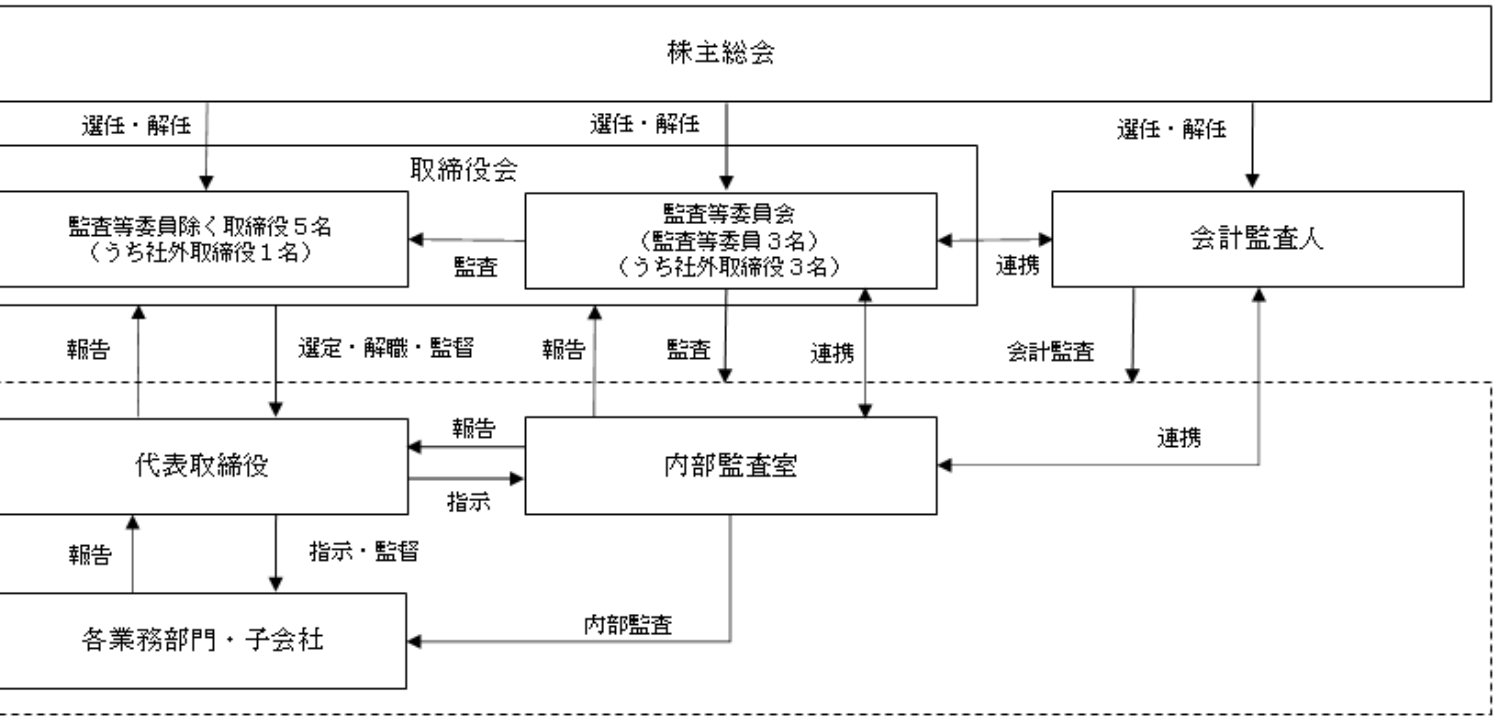

【適時開示体制の概要（模式図）】

＜決定事実及び業績、配当予想の修正等＞

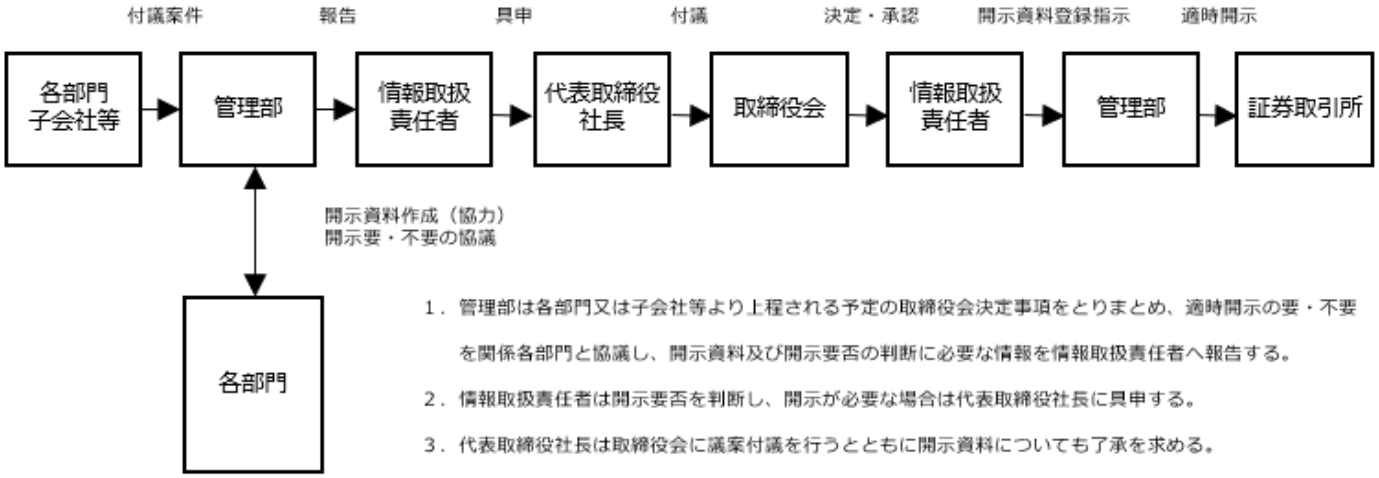

1．管理部は各部門又は子会社等より上程される予定の取締役会決定事項をとりまとめ、適時開示の要・不要を関係各部門と協議し、開示資料及び開示要否の判断に必要な情報を情報取扱責任者へ報告する。

2．情報取扱責任者は開示要否を判断し、開示が必要な場合は代表取締役社長に具申する。

3．代表取締役社長は取締役会に議案付議を行うとともに開示資料についても了承を求める。

4．取締役会にて決定・承認後、情報取扱責任者は管理部に開示資料を証券取引所に登録するよう指示する。

＜発生事実＞

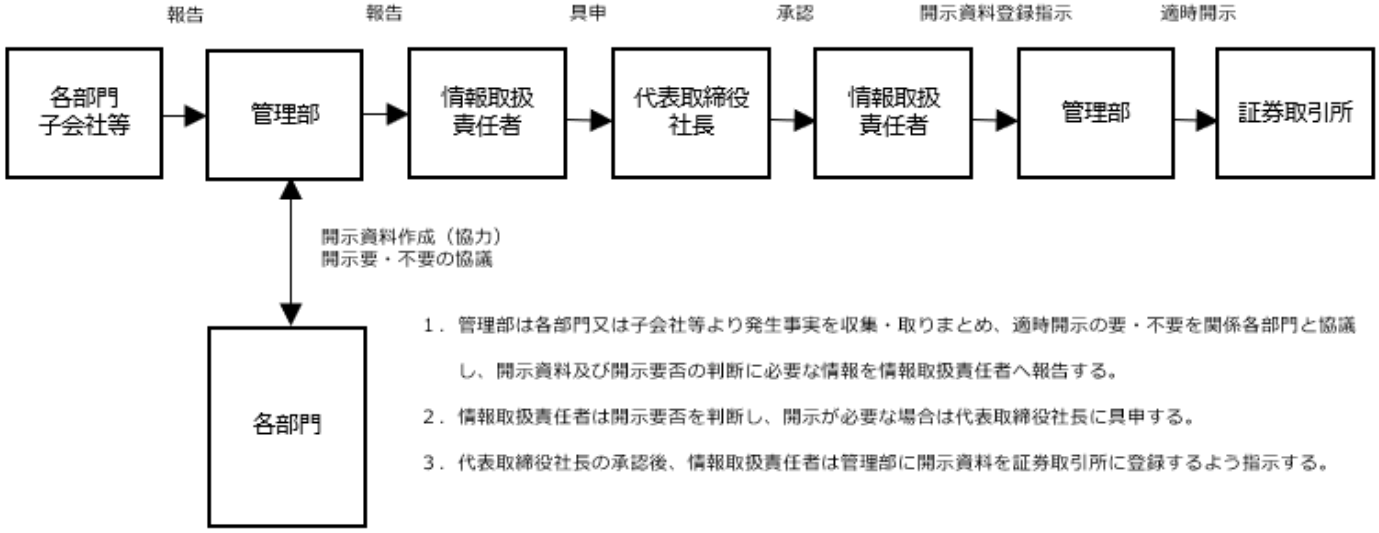

1．管理部は各部門又は子会社等より発生事実を収集・取りまとめ、適時開示の要・不要を関係各部門と協議し、開示資料及び開示要否の判断に必要な情報を情報取扱責任者へ報告する。

2．情報取扱責任者は開示要否を判断し、開示が必要な場合は代表取締役社長に具申する。

3．代表取締役社長の承認後、情報取扱責任者は管理部に開示資料を証券取引所に登録するよう指示する。

＜決算情報＞

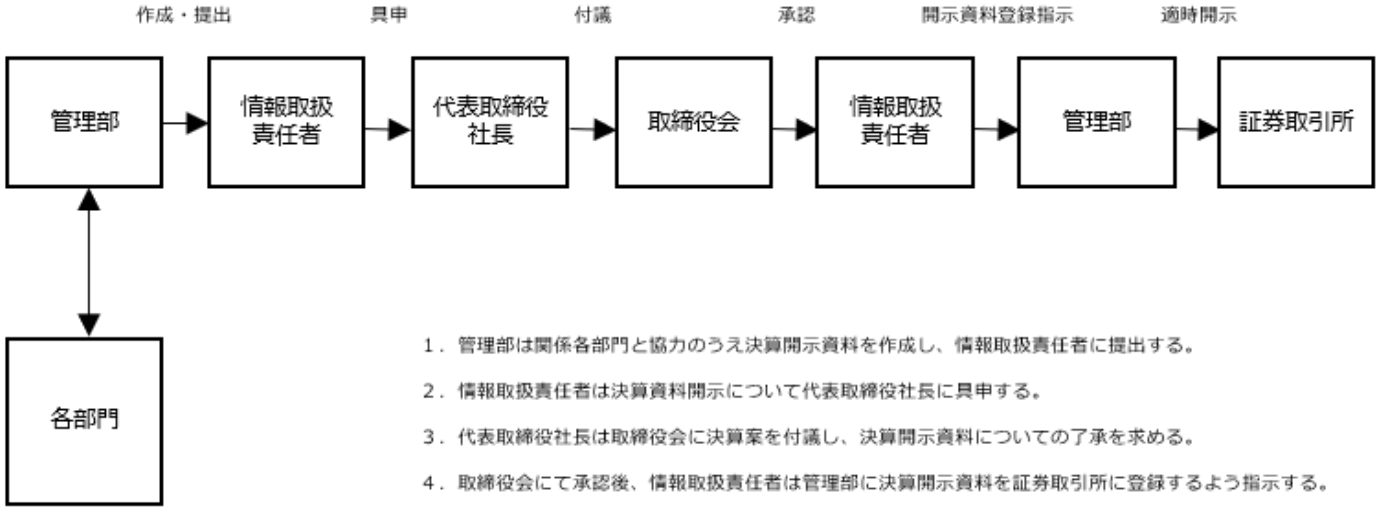

1．管理部は関係各部門と協力のうえ決算開示資料を作成し、情報取扱責任者に提出する。

2．情報取扱責任者は決算資料開示について代表取締役社長に具申する。

3．代表取締役社長は取締役会に決算案を付議し、決算開示資料についての了承を求める。

4．取締役会にて承認後、情報取扱責任者は管理部に決算開示資料を証券取引所に登録するよう指示する。